



Membres de l'Ordre du Mérite Agricole au Japon

MOMAJ

(Membres de L'Ordre du Mérite Agricole au Japon)

フランス農事功労章受章者協会

会 則

2011.05.25 改訂

所在地 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-12-8 3F

フランス食品振興会 (S O P E X A)

事務局 〒160-0023 東京都港区東新橋 2-14-1 コモディオ汐留

フランス料理文化センター内

TEL 03-5408-4357 FAX 03-3578-0236

Membres de L'Ordre du Mérite Agricole au Japon 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、フランス農事功労章受章者協会と称する。フランス語で「Membres de L'Ordre du Mérite Agricole au Japon」とし、略称を「MOMAJ」モマージュとする。

(所在地及び事務所)

第2条 本会は、所在地を「フランス食品振興会」(SOPEXA)内とする。

(2) 本会の事務を処理するため、事務局を「フランス料理文化センター」(FFCC)内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、日本在住のフランス農事功労章受章者が日本の様々な分野におけるフランス食文化の振興に関連する事業の推進に努め、ボランティア精神をもってフランス食文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) フランス食文化の振興に関する研修会、講習会等の開催
- (2) 若手育成のための事業の推進
- (3) 関係官公庁及び関係団体との連絡提携に関するここと
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業の推進

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同するフランス農事功労章受章者のみが会員資格者となる。
- (2) 賛助会員・法人 本会の目的に賛同する法人が賛助会員になることができる。
- (3) 賛助会員・個人 本会の目的に賛同する個人が賛助会員になることができる。

(会 費)

第6条 本会の正会員は、次の会費を納入しなければならない。 年会費 15,000 円

- (2) 本会の賛助会員(法人)及び賛助会員(個人)は次の会費を納入しなければならない。
年会費 賛助会員(法人) 1 口 100,000 円 賛助会員(個人) 10,000 円

第4章 理 事

(理事の役割)

第7条

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 4名
- (4) 監査役 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 30名以内

(理事の選任)

第8条 名誉会長は、会への貢献が大であった会長に対して理事会が推薦し、総会において承認する。

- (2) 会長は、理事の中から理事会が推薦し、総会において承認する。
- (3) 副会長は、理事の中から理事会が推薦し、総会において承認する。
- (4) 理事は、正会員の中から理事会が推薦し、総会において承認する。

- (5) 監査役は、理事の中から理事会が推薦し、総会において承認する。ただし協会外より1名の部外監査役を理事会が推薦し、総会において承認する。
- (6) 事務局長は、理事の中から理事会が推薦し、総会において承認する

(理事の職務)

第9条 会長は、本会を代表する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
- (4) 監査役は、業務並びに会計経理を監査する。
- (5) 事務局長は会運営の事務局を統括する。

(理事の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (2) 役員に欠員を生じ、会長が補欠を必要と認めるときは、補欠選任を行う。補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことが出来る。

- (2) 顧問は、日仏学識経験者並びに本会の運営に功労顕著の者として理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- (3) 顧問は、会長の諮詢に応じ助言する。又必要と認めた時は理事会、総会に出席を招請することができる。

第5章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、臨時総会、理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に召集する。

- (2) 臨時総会は、必要なときは理事会の決議を経て召集する。

(召集)

第14条 総会は、会長が召集する。

- (2) 総会の召集は、開会の日から15日前に正会員に対して議会の目的である事項、日時および場所を示し、召集の通知をしなければならない。

(定足数及び議決)

第15条 総会は、正会員の3分の1以上の出席者がなければ、開催することができない。

- (2) 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- (3) 総会に出席出来ないときは、あらかじめ通知された議案について、委任状により議決権を行使することができる。

(総会の権能)

第16条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 事業報告および収支決算に関する事項
- (2) 事業計画および収支予算に関する事項
- (3) その他本会の運営に関する事項

(理事会の召集)

第17条 理事会は、会長が召集する。

(定足数及び議決)

第18条 理事会は、理事総数の、3分の1以上の出席者がなければ開催することができない。

- (2) 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは議長が決する。

(理事会の権能)

第19条 理事会は、次の事項を付議する。

- (1) 総会の召集及び総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行及び会務運営に関する事項
- (3) 会員から提起された事項

(委員会)

第20条 本会の目的を達成するために、本会に委員会を設けることができる。

- (2) 委員会の運営等に関する事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(支 部)

第21条 本会の目的を達成するために、本会に地方支部を設けることができる。

- (2) 支部長は理事を兼任する。

第6章 会 計

(経 費)

第22条 この会の事業に要する経費は次の各号をもって充てるものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(会費の額)

第23条 本会の年会費の額については、総会の議決により別に定める。

(決 算)

第24条 収支決算は、その年度末に監査役の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第26条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

本会則は、設立総会の日から施行する。

平成18(2006)年5月19日総会にて改訂

平成20(2008)年6月18日総会にて改訂

平成23(2011)年5月25日総会にて改定